

占用申請等解説集

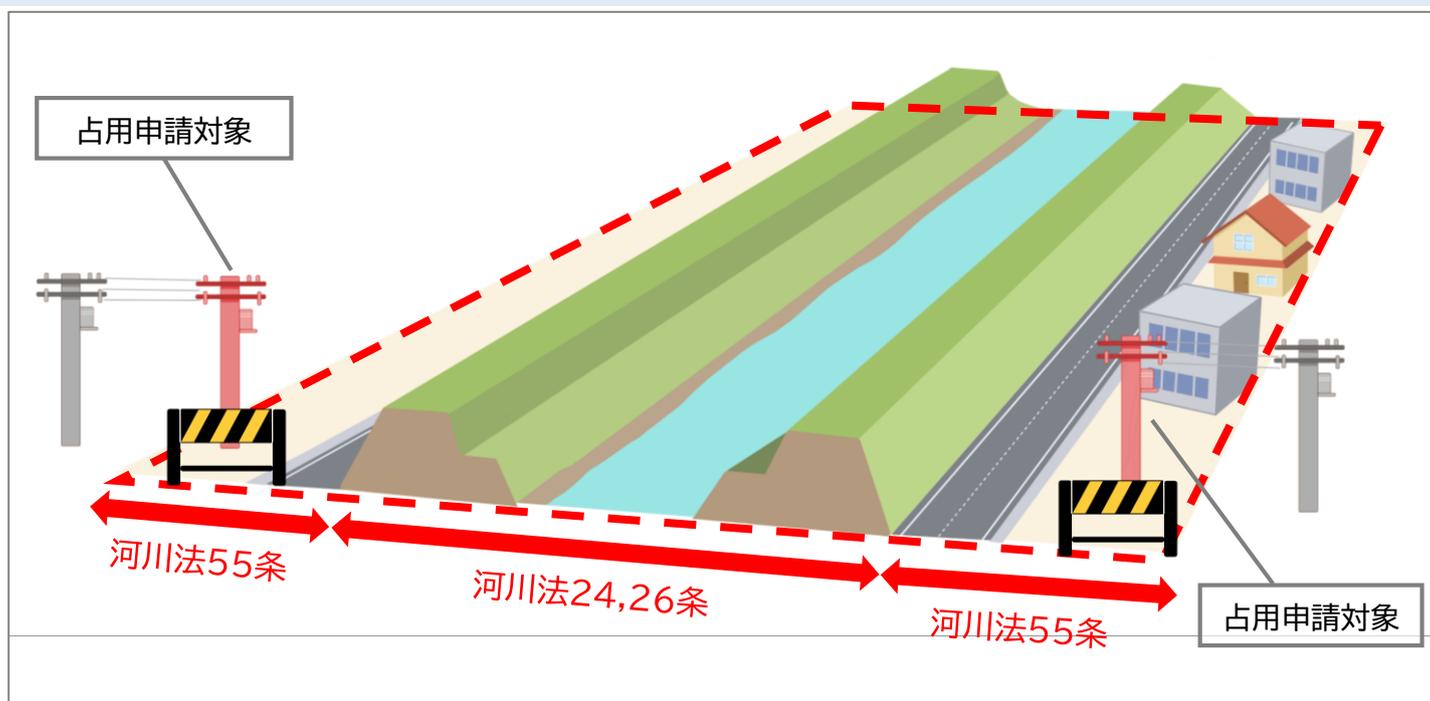
初版(2025年6月6日)

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 「河川」付近における占用申請 | 3 |
| 2. 「国・都県・市町村道路」付近における占用申請 | 5 |
| 3. 「埋蔵文化財包蔵地」における届出 | 7 |
| 4. 「砂防三法」に基づく指定区域における申請 | 9 |
| 5. その他官公有地 | 12 |
| 6. 「鉄道近接」における工事着手前申請 | 13 |
| 7. 「商店街付近工事」における工事着手前調整 | 14 |
| 8. 民地への交渉 | 15 |
| 改訂履歴 | 17 |

1. 「河川」付近における占用申請

概要



- 国や都道府県が指定する区域で土地の掘削、盛り土等の形質変更や工作物(※上空占用含む)を新設・改築・除却する場合は、関係箇所への申請・許可が必要です。
- 申請に向けた書類作成、審査・許可に時間を要しますので、お早目にお申込みください。

関係法令

- 河川保全区域とは、河川管理者が、河岸または河川管理施設を保全するため河川区域の境界から50m(原則)を超えない範囲内で指定した区域をいいます。
- 電柱のほか電線類・地中設備も申請対象です。

| 条番号 | 内容・状況 |
|------|--|
| 第24条 | 河川区域内における土地の占用並びに工作物の設置等 |
| 第26条 | 河川区域内における工作物の新築、改築、又は除却 |
| 第55条 | 河川保全区域内における土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為又は工作物の新築・改築 |

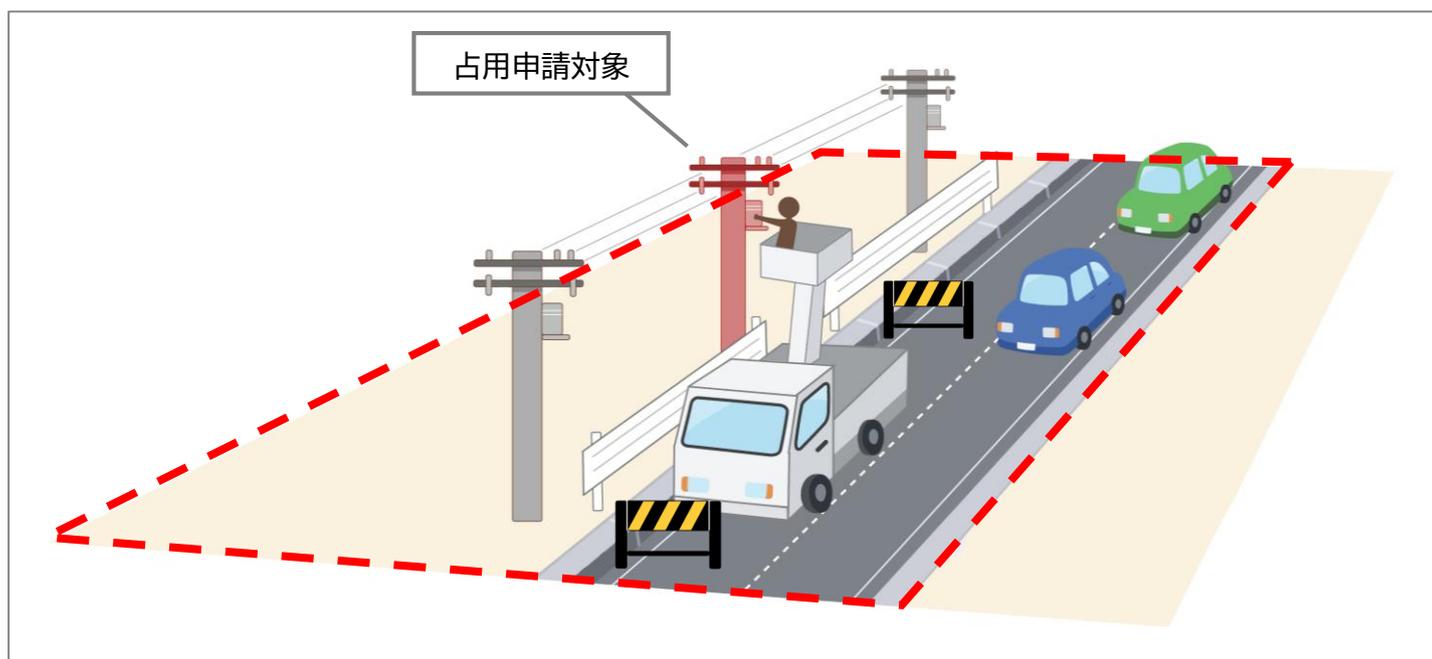
1. 「河川」付近における占用申請

参考

- 一級河川とは
国土交通大臣が指定します。なお、国土交通大臣が指定する区間については、都道府県(一部の区間は政令指定都市)が管理しています。
- 二級河川とは
一級水系以外の水系に係る河川で都道府県知事が指定します。なお、都道府県知事が指定する区間については、当該指定都市の長(市町村)が管理しています。
- 河川法の適用とは
一級河川・二級河川・準用河川に適用されます。
上記以外の川(河川法が適用されない)を普通河川と呼び、市町村などが管理しています。

2. 「国・都県・市町村道路」付近における占用申請

概要



- 国や都県や市町村が管理する国道や都道・県道・市道・町道・村道またはその付近で工事や電気工作物を設置する場合は関係箇所への申請・許可が必要です。
- 申請に向けた書類作成、審査・許可に時間を要しますので、お早目にお申込みください。
- 上空占用、他社柱への共架に伴う二次占用については、関係法令に基づく占・使用許可が必要となりますが、道路管理者との協議結果によって、申請省略となる場合があります。

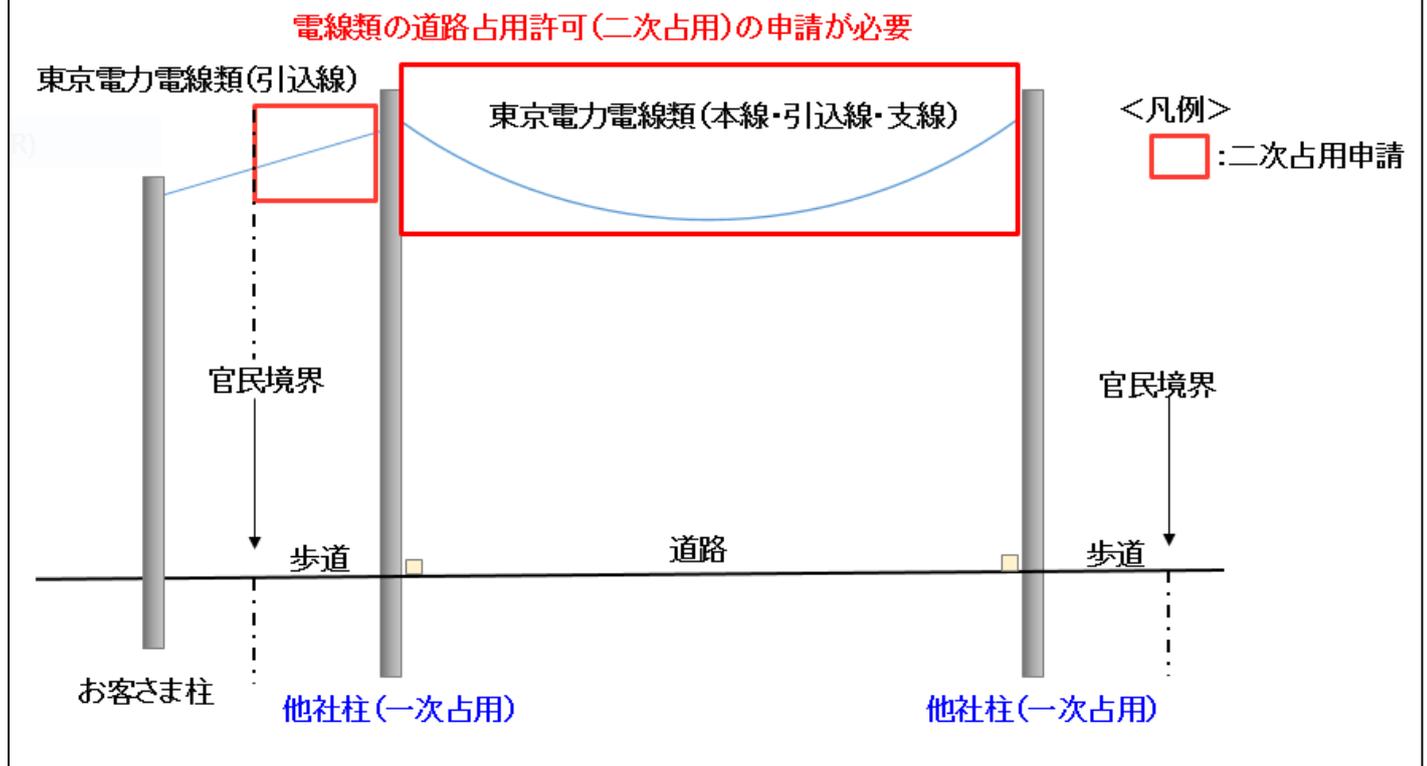
関係法令

● 道路法

| 条番号 | 内容・状況 |
|------|--|
| 第24条 | 道路工作物(側溝、縁石や舗装等)を撤去・新設・変更する場合 |
| 第32条 | 道路の占用:道路上や上空、地下に工作物を設置する場合 |
| 第41条 | 二次占用:既に許可されている他社の物件(NTT柱等)に東京電力の電線類を設置し道路空間を占有すること |

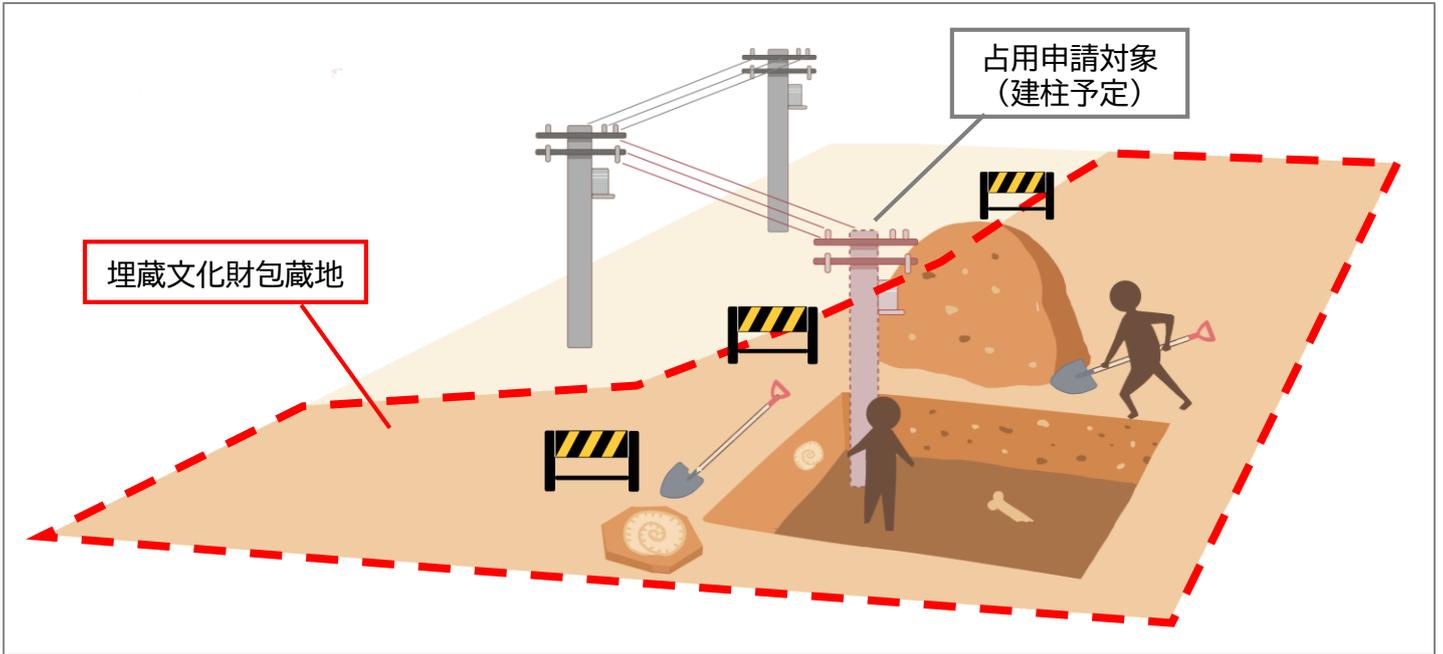
- 電柱のほか電線類・地中設備も申請対象です(市町村道は許可不要なケースあり)。
- 土地改良法に基づき解説される農道は、一部土地改良法による規制があります。林道は道路法に基づき道路管理者の許可が必要です。

二次占用解説図面



3. 「埋蔵文化財包蔵地」における届出

概要



- 埋蔵文化財包蔵地と設定された場所で、掘削を伴う工事や電気工作物を設置する場合は行政に届出が必要です。その場合、届出に向けた書類作成、審査に時間を要しますので、お早目にお申込みください。

関係法令

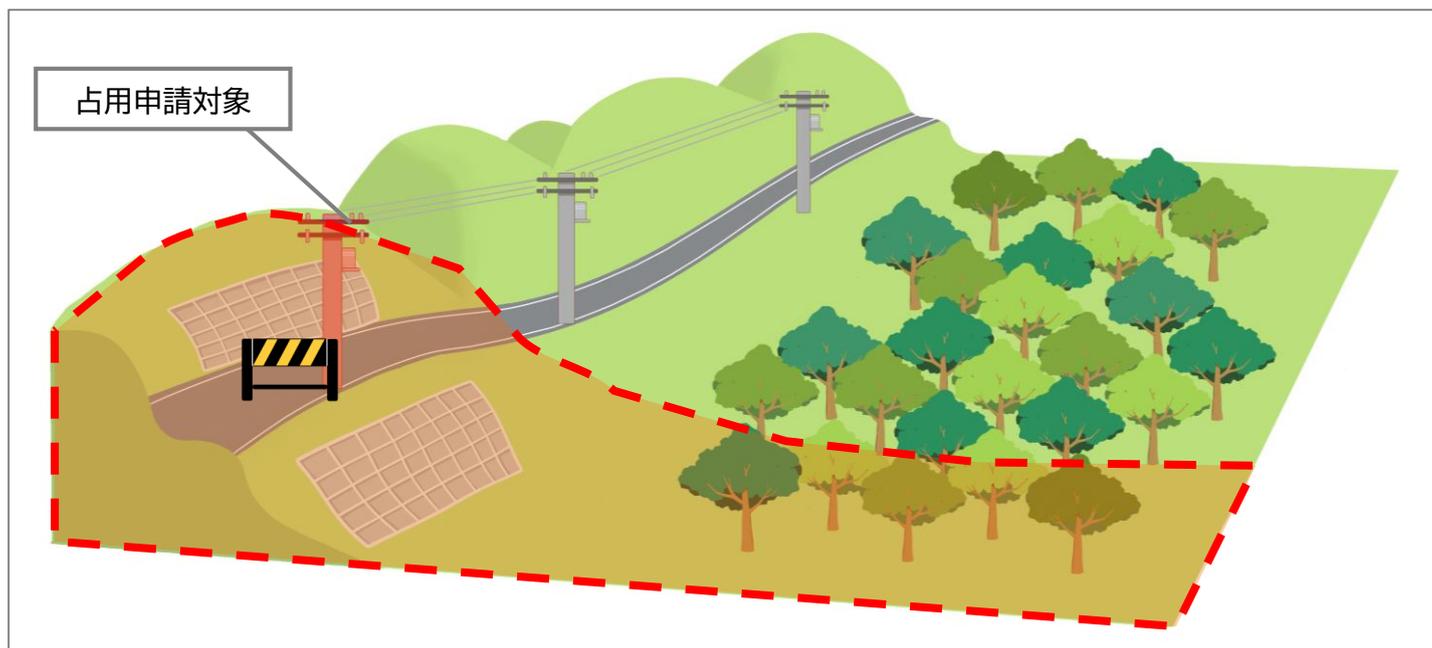
- 文化財保護法

| 条番号 | 内容・状況 |
|----------------------|--|
| 第93条 (埋蔵文化財包蔵地) | 掘削を伴う工事で、当該地が文化財保護法第93条第1項に該当する「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」に該当する場合、行政に、事前に届出をすることになっている。確認方法は各自治体により異なる。 |
| 第125条 (史跡名勝天然記念物) | 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、行政の許可を受けることになっている。 |

- 電柱のほか電線類・地中設備も申請対象(撤去は不要なケースあり)。

4. 「砂防三法」に基づく指定区域における申請

概要



- 砂防指定地域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内で、工事や電気工作物を設置する場合は、都道府県へ申請・許可が必要です。
- 申請に向けた書類作成、審査・許可に時間を要しますので、お早目にお申込みください。

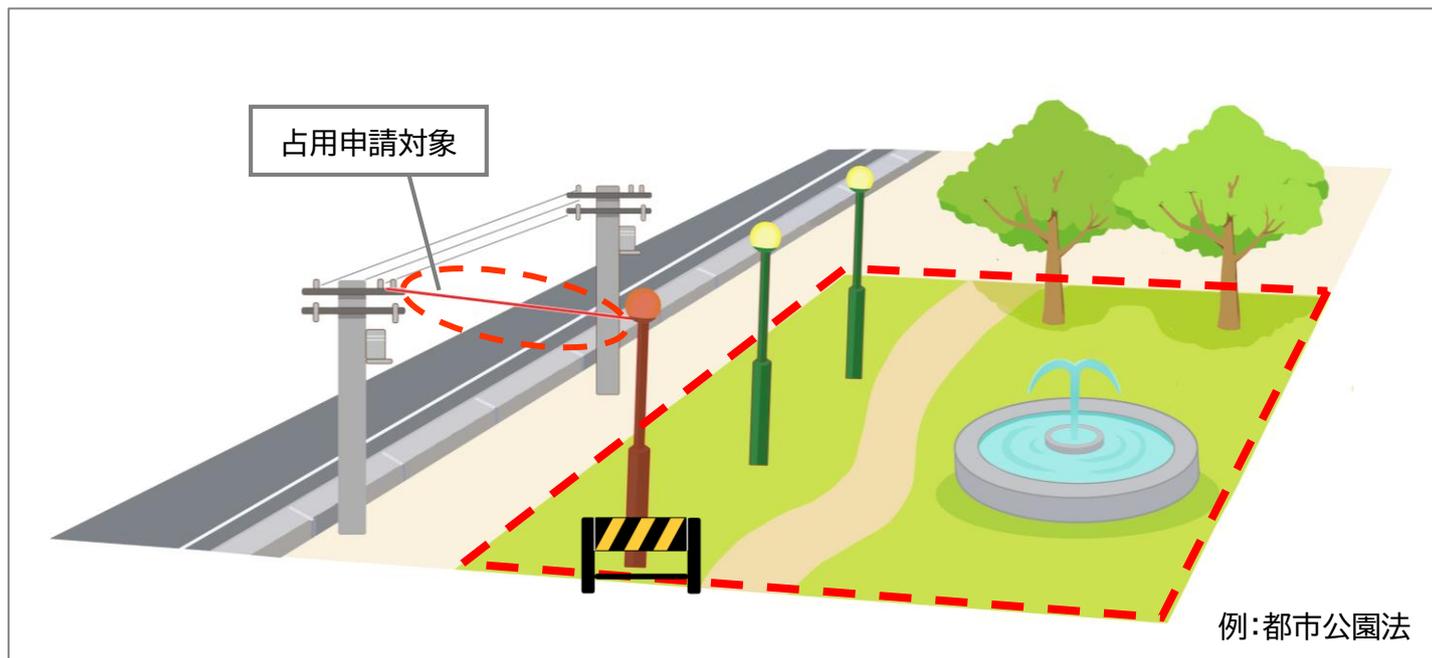
関係法令

- 砂防三法

| 法令 | 条番号 | 内容・状況 |
|-----------------------|------|--------------------------------|
| 砂防法 | 第3条 | 砂防指定地内での竹木の伐採・土石・砂礫の採取等 |
| 地すべり等防止法 | 第18条 | 地すべり防止区域内においてのり切又は切土 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 第7条三 | 急傾斜地崩壊危険区域内における掘削または盛り土、立木竹の伐採 |

5. その他官公有地

概要



- 官公有地とは、法令に基づいて国・地方公共団体等の行政機関が管理する土地をいいます。なお、国有林野事業特別会計所属財産となっている土地(以下「国有林野等」)を含みます。
- 行政が管理している土地(公園・森林・港湾など)で、工事や電気工作物を設置(※上空占有含む)する場合は行政への申請・許可が必要です。
- 申請に向けた書類作成、審査・許可に時間を要しますので、お早目にお申込みください。

官公有地の一例(※他にも存在します)

- 国立学校用地・国立社会福祉施設用地・児童遊園施設用地・警察法務収容施設用地・一般庁舎用地・国立病院用地・国家公務員宿舎用地・造幣局事業用地・印刷局事業用地・国有林事業用地・アルコール専売事業用地・皇室用財産用地・その他
- 公立学校用地・公立社会福祉施設用地・児童遊園施設用地・一般庁舎用地・公立病院用地・社会教育体育施設用地・公営住宅用地・地方公務員宿舎用地・海上公園・その他

5. その他官公有地

関係法令

- 森林法

| 条番号 | 内容・状況 |
|--------|----------------------------|
| 第10条の8 | 地域森林計画対象民有林の伐採及び伐採後の造林の届出等 |
| 第34条 | 保安林伐採における許可・届出 |

- 国有財産法

| 条番号 | 内容・状況 |
|------|------------------|
| 第18条 | 国有行政財産の使用また収益の許可 |
| 第22条 | 国有普通財産の使用また収益の許可 |

- 地方自治法

| 条番号 | 内容・状況 |
|---------|-------------------|
| 第238条の4 | 地方行政財産の使用または収益の許可 |
| 第238条の5 | 地方普通財産の使用または収益の許可 |

- 都市公園法

| 条番号 | 内容・状況 |
|------------|------------|
| 第6条 第7条 | 都市公園の占用の許可 |
| 第12条 | 都市公園の行為の許可 |

- 自然公園法

- ・国立公園・国定公園・都立公園・県立公園等
- ・地区・地域等により細かな規定あるため要確認

| 条番号 | 内容・状況 |
|--------|---------------|
| 第20条の3 | 特別地域内の行為の許可 |
| 第21条の3 | 特別保護地区内の行為の許可 |

5. その他官公有地

関係法令

- 港湾法

| 条番号 | 内容・状況 |
|------|-----------------|
| 第37条 | 港湾区域内の工事等の許可 |
| 第38条 | 臨港地区内における行為の届出等 |

- 漁港法

| 条番号 | 内容・状況 |
|------|----------------|
| 第39条 | 漁港区域内の占用の許可・届出 |

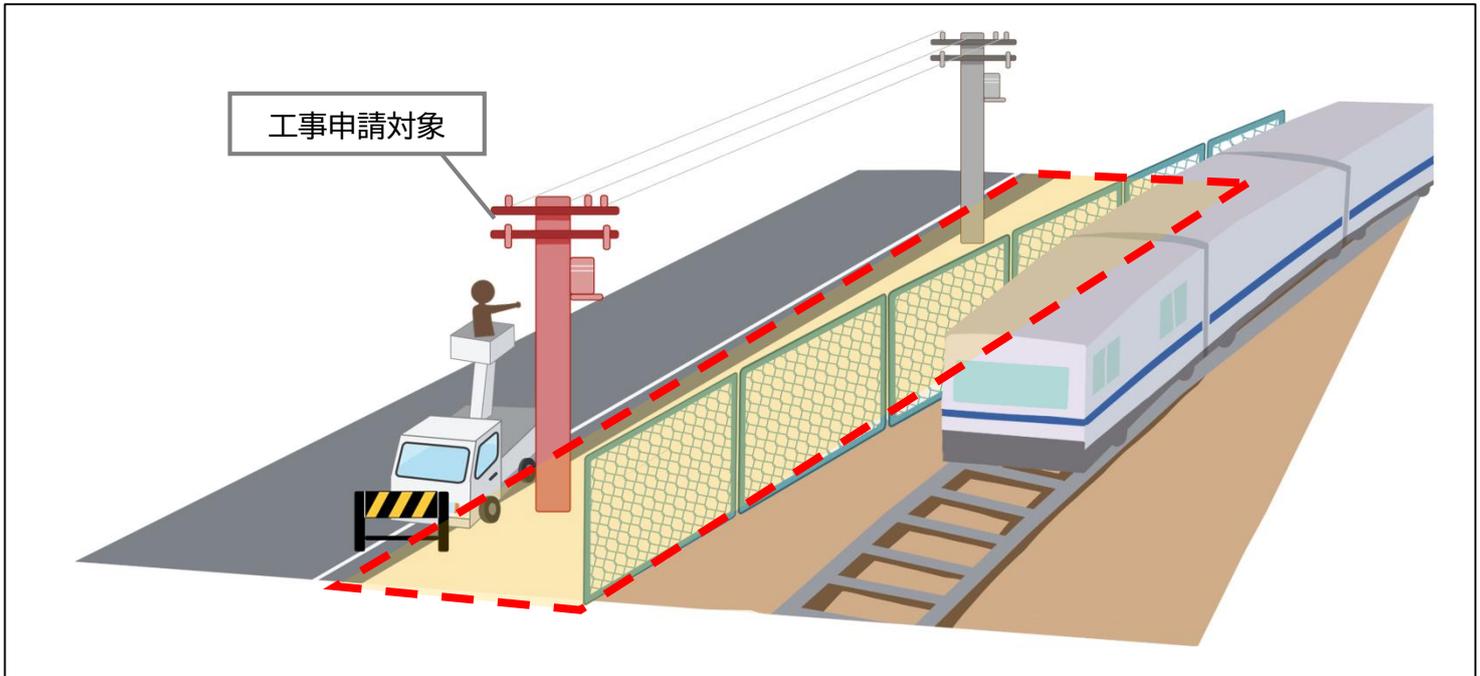
- 別に定める条例による

- ・電柱のほか電線類・地中設備も申請対象(許可不要なケースもあり)

6. 「鉄道近接※」における工事着手前申請

※新幹線の線路付近含む

概要



- 鉄道線路付近で、工事や電気工作物を設置する場合は鉄道会社への事前に届け出・許可が必要です。
- 許可を得るまでに時間を要しますので、お早目にお申込みください。
- 鉄道沿いの工事は事前に鉄道会社に工事日時を伝える必要があります。伝え漏れの場合、電車の運行を止める可能性があります。

鉄道事業者等との協議

- 電車線に近接する工事を実施する場合は、その離隔距離などを含めた技術基準検討は設計で協議実施しますが、施工協議段階での指示事項がほとんどです。
- 例として、以下の場合などが挙げられます。
 - ・電車の運転者から目視で確認できる範囲で、高所作業車を使用してはならない。不可能な場合は、最終電車以降に施工すること。
 - ・列車見張人(有資格者)を常駐させ、列車通過時は作業を中断する。
- 以上のことから、電車線付近での作業が発生した場合には速やかに協議を行い、対応策を検討する必要があります。
- また、机上設計を付託する際は、近接作業が含まれていないか注意が必要です。

6. 「鉄道近接」における工事着手前申請

線路近接工事安全対策

- 線路周辺での工事(以下「線路近接工事」)では、わずかなミスで作業員や作業用機械が列車に触れたり、線路上空の高圧電線で感電するなど、人命に関わる重大な事故の危険性があります。また、線路の設備を故障させることによって、長時間列車を止め、多くの利用者に迷惑をかける事例が多くあります。そのため、線路近接工事を施工する場合は、事前に鉄道会社様と打合せが必要です。

- 線路近接工事の事故例

| 種類 | 日時 | 場所 | 列車影響 | 利用者影響 |
|-----------------|-------------------|---------------------|------------|-----------|
| 高所作業者が転倒し線路を支障 | 平成25年 1月16日(水) | 横須賀線(下り) 品川～西大井間 | 運休 102本 | 約42,000人 |
| 建物建設足場が倒壊し電線を損傷 | 平成25年 1月30日(水) | 中央線(上り) 西国分寺～国立間 | 運休 299本 | 約145,000人 |

- 事前に鉄道会社様に連絡が必要な作業

| 種類 | 注意点 |
|----------|--|
| 重機を使った作業 | 線路の近くでクレーン車を使う時は、荷物が電柱や電線に触れ、感電する可能性があります。 |
| 足場を使った作業 | 線路際での建設工事で足場が倒れると、電線にかかるなど、長時間列車を止めることとなります。 |
| 掘削作業 | 線路の近くでの掘削は、地盤がゆるんで線路が傾き、列車が脱線する場合があります。 |

- 事前打合せでは工事概要がわかる資料が必要となります。詳細は、連絡先のJR東日本担当者に問い合わせます。

関係法令

- 建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省経建発第1号)

| 条番号 | 内容・状況 |
|-----|----------------|
| 第34 | 建設機械の使用及び移動 |
| 第35 | 掘削土搬出用施設 |
| 第36 | 架線、構造物等に近接した作業 |
| 第40 | 鉄道事業者との事前協議 |

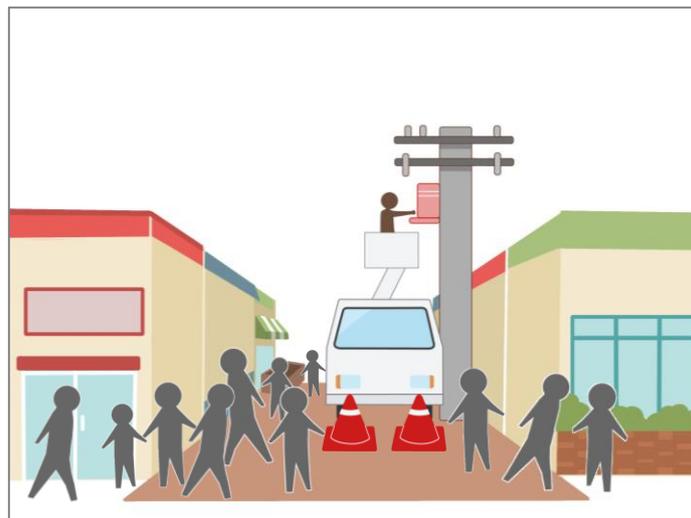
7. 「商店街付近」工事における工事着手前調整

概要

■ アーケード商店街の場合



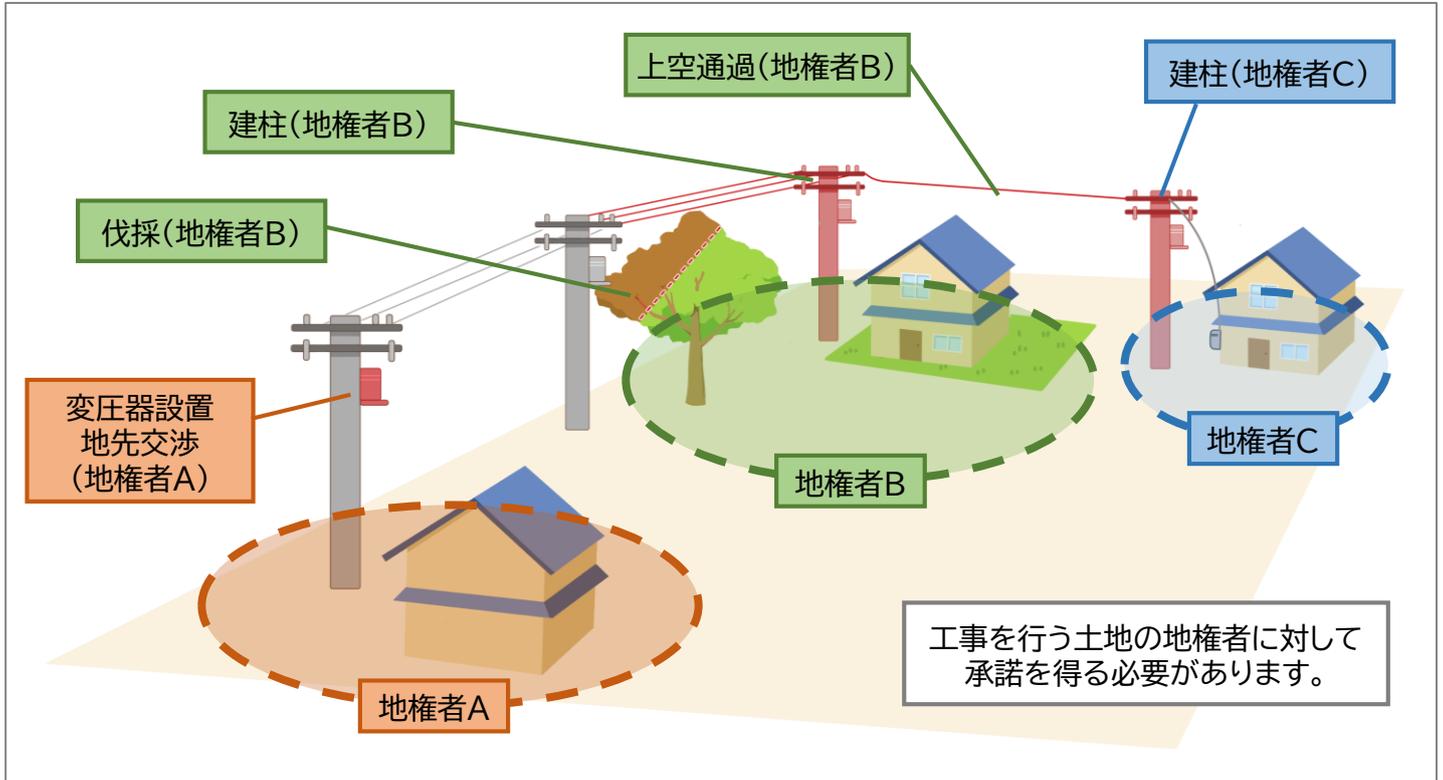
■ 屋外商店街の場合



- 商店街(横浜中華街なども含む)で工事や電気工作物を設置する場合は、商店街を運用している自治体や商工会へ、事前に工事許可、管轄警察署へ道路使用許可が必要です。
- 工事会社と自治体間での調整に時間を要しますので、お早目にお申込みください。

8. 民地への交渉

概要



- 個人や企業など民間が管理する土地で工事や電気工作物を設置する場合、土地所有者等のご承諾や理解活動が必要なため交渉や手続きに時間を要しますので、お早目にお申込みください。

8. 民地への交渉

参考

| 業務 | 内容 |
|------------------|-------------------------------------|
| 建柱交渉業務 | 新規に電柱等の設備を設置するための承諾を得る |
| 建替交渉業務 | 既設設備を建替えるための承諾を得る |
| 地中配電用地交渉業務 | 地中に設備を新規、取替え、撤去するための承諾を得る |
| 地先交渉業務 | 道路上に設備を設置する際に隣接する土地地権者への同意を得る |
| 隣地接近説明業務 | 私有地上に設備を設置する際に隣接する地権者へ説明を行う |
| 上空通過交渉業務 | 配電線等設置に際し私有地の上空を通過する場合に土地権利者に同意を得る |
| 接地交渉業務 | 土地への接地極(アース棒)を埋設するために同意を得る |
| 電柱等の撤去交渉業務 | 電柱等の撤去について土地権利者から工事の承諾を得る |
| 伐採交渉業務 | 電気設備技術基準等に抵触する樹木等の伐採について所有者からの承諾を得る |
| 引込支持点等変更交渉業務 | 引込支持点等の変更工事について承諾を得る |
| 柱上機器設置交渉業務 | 変圧器等柱上機器の設置について同意を得る |
| 民地掘削を伴う補強板取付交渉業務 | 掘削および補強板取付の工事について同意を得る |

関係法令

- 民法(207条)に基づき、土地の所有権はその土地の上下に及ぶとされています。ただし上空・地下の所有権は無限でなく、社会通念上相当な範囲内に限られます。
- 電気通信事業法 (電柱敷地料)
- 市区町村道路占用料徴収条例 (地中線借地料)
- 電気事業法 (公益特権に基づく伐採)
- 所得税法
- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
- 印紙税法

改定履歴

| 改訂版数 | 改訂箇所 | 制定・改定年月日 | 改訂内容 |
|------|------|----------|------|
| 初版 | - | 2025/6/6 | 初版制定 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |